

鹿児島市家賃支援金



全国的な新型コロナウイルス感染拡大、まん延防止等重点措置に係る営業時間短縮要請に伴い、売上が減少し、家賃の負担が重くなっている中小企業者等の事業継続を支援するため、家賃支援金の給付を行います。

対象者 ・ 申請要件

- 次の1～5の全てに該当している者
- 1 国「事業復活支援金」の給付決定を受けていること
 - 2 自らの事業のために鹿児島市内にある他人の土地・建物を直接占有し、使用・収益をしていることの対価として、地代・家賃（以下、賃料）の支払いをおこなっていること
 - 3 今後も事業を継続する意思があること
 - 4 今回の本支援金の交付を受けていないこと
 - 5 申請者等は暴力団等に関与していないこと

支援金額

支払賃料（月額）の1/2（注1） ※千円未満切捨て
 （上限額：法人20万円、個人事業者10万円） ※給付は1回限り
 (注1) 令和4年1月分、2月分又は3月分のうち、支払済のいずれか1か月分が対象

申請に必要な 提出書類

用紙サイズは
A4サイズで
統一して
ください。

家賃支援金の第1期（R3.7.15申請受付開始）、第2期（R3.9.29申請受付開始）を受給した方は、提出書類の一部を省略できます。

			第1期・第2期の 受給者	新規申請	備考 (注意点)
1	申請書	様式あり（様式第1）	○	○	対象となる事業所等が複数の場合は、別紙（複数物件シート）も必要となります。
2	事業復活支援金の受給 確認書類	振込みのお知らせの写し	○	○	紛失した場合は裏面「Q&A」を参照
		振り込まれた口座の通帳 の写し	○	○	「口座の名義」と「支援金等の振込」 が確認できるページ
3	賃貸物件の確認書類	賃貸借契約書等の写し （注2）	不要 （注3）	○	令和4年1月、2月又は3月及び申請時点において有効なもの
		賃料支払対象物件の写真		○	外観・内観それぞれ1枚以上
		賃料を支払ったことが確認 できる書類の写し		○	賃料支払の領収書等 （令和4年1月分、2月分又は3月分）
		確定申告書の写し		○	税務署の收受日付印があるもの
4	振込先	振込先口座の通帳の写し	○	○	通帳表紙の裏面など
5	令和3年度に実施した家賃 支援金の受給確認書類	振り込まれた口座の通帳 の写し	○	×	「口座の名義」と「支援金等の振込」 が確認できるページ 印字：シ）ヤチンシエンキン

(注2) 賃料、その他費用、契約期間（自動更新の条項）、物件所在地、賃貸人・賃借人の住所氏名の記載があるもの

(注3) 支払賃料、賃貸物件に変更があった場合は、「3 賃貸物件の確認書類」のうち、変更事項に係る書類については、提出が必要です。

申請書等は市ホームページからダウンロードできます。

市役所本庁及び各支所にも置いています。必ず「申請要領」を確認のうえ提出してください。

申請方法

原則 **郵送**

郵 送 先	〒892-0842 鹿児島市東千石町2-1 芙蓉ビル6階 鹿児島市家賃支援金申請事務局 宛
-------------	--

※簡易書留など郵便物の追跡ができる方法を推奨します。

申請受付期間

令和4年3月7日（月）～令和4年7月31日（日） 消印有効

お問い合わせ先

鹿児島市家賃支援金専用ダイヤル
 ☎099-295-4381（平日8:30～17:15）

鹿児島市家賃支援金 申請から給付までの流れ

1 【国】「事業復活支援金」の申請

要件等を確認し、国に申請してください。

2 国から振込みのお知らせを受領

国から給付決定を受けた後に、市に「家賃支援金」を申請してください。

3 申請要件を満たしているかの確認

申請要件の全てに該当しているか確認してください。

市内・市外の両方に土地・建物を賃借している場合は、市内の土地・建物のみが対象となります。

4 申請書等の準備

上記の「申請に必要な提出書類」を準備してください。

準備にあたっては必ず「申請要領」を確認してください。

5 申請（郵送による申請書等の提出）

提出書類を郵送してください。（宛先は表面参照）

※簡易書留など郵便物の追跡ができる方法を推奨します。

6 給付

市は申請書を受付後、通常2週間程度でご依頼の口座に入金します。入金の手続きはしませんので振込口座にて確認してください。

また、書類の不備等があった場合は、別途申請書に記載の連絡先へ連絡します。

Q & A 鹿児島市家賃支援金

Q1 振込みのお知らせを紛失しました。どうしたらよいですか。

国の「事業復活支援金」のWEB申請におけるマイページの写しを提出してください。

その際、「お振込み手続き完了」であることが確認できる部分の写しを提出してください。

Q2 対象となる賃料はどこまでが対象となるのか。共益費等は対象になるのか。

店舗等の家賃のほか、店舗部分の借地料及び営業に係る駐車場の借地料は対象となります。

賃貸借契約書等にて共益費、管理費の規定が確認できる場合、支援対象となります。

また、オフィス使用料や商業施設のテナント料等の賃料とみなされる固定費については対象となります。

Q3 店舗兼住宅の場合、支援対象となる賃料は。

店舗部分の賃料相当額が支援対象となります。

Q4 賃料の減額等を受けている場合の支援額は。

賃料の減免を受けている場合は、減免後の賃料が支援対象となります。

Q5 賃借している店舗を第三者に貸しているが、支援の対象になるのか。

転貸（又貸し）を目的としている取引は支援対象外（自らが使用・収益する部分を除く）となります。

Q6 賃貸人（かしぬし）が賃借人（かりぬし）の代表取締役である取引は対象になりますか。（自己取引）

賃貸人（かしぬし）が賃借人（かりぬし）の代表取締役である場合や、賃貸人（かしぬし）が

賃借人（かりぬし）の議決権の過半数を有している場合などの会社法に規定する親会社等・

子会社等の関係にある場合は対象になりません。

Q7 申請要件である「事業復活支援金」を現在申請中ですが、市の「家賃支援金」を申請できますか。

申請できません。「事業復活支援金」を受給後に申請してください。

鹿児島市家賃支援金の不正受給は犯罪です！！

交付後に不正受給が判明した場合、申請者は、支援金を返還するとともに、支援金の受領の日から返還の日までの日数に応じた**加算金**（支援金の額に年率10.95%の割合で計算した額）を支払うこととなります。

支援金の詳細、申請書等の様式は市HPに掲載しています。



鹿児島市 家賃支援金

で検索

又は右のQRコードよりご確認ください

